

国 都 街 第 26 号
令 和 5 年 6 月 1 日

都道府県駐車場担当部局長 殿

国土交通省都市局
街路交通施設課長
(公印省略)

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う駐車環境の整備に向けた
取組の推進について

各位におかれましては、日頃より駐車場行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、特定小型原動機付自転車が新たに位置づけられたことから、今後、その普及に伴い、駐車環境の整備に向けた取組を推進することが求められます。

特定小型原動機付自転車の駐車スペースについては、現状の原動機付自転車と同様、管理者等の意向に基づき、「駐車場法」に基づく駐車場や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車等駐車場等において駐車が可能です。

そのため、これまで協力をお願いしてきた自動二輪車等の駐車対策と同様に、地域の駐車需要の他、既存の原動機付自転車が駐車可能な路外駐車場の活用や路上駐車等の実態等を踏まえ、適切な手法により特定小型原動機付自転車の駐車環境の整備を推進することが必要です。特に近年、特定小型原動機付自転車を含め自動二輪車等や荷捌き車など、駐車需要が多様化しているところ、各駐車場において駐車可能な車種を明記する等により利用環境の向上に努めることも重要です。

自動二輪車等の駐車対策については、従前より、駐車場政策担当者会議等において、各位に対し、その推進が図られるよう周知を行ってきたところ、全国でも着実に駐車場が整備されてきておりますが、一方で、地域によっては未だに不足しており、その充実が求められています。各位におかれましては、引き続き、駐車場や自転車等駐車場における特定原動機付自転車を含めた自動二輪車等の受入れについても積極的に推進していただきますよう、宜しく御礼申し上げます。

なお、令和5年6月1日付けで警察庁より各都道府県警察に対し、別添1のとおり特定小型原動機付自転車に係る駐車環境の整備に向けた取組の推進について通知されていることから、必要に応じて各都道府県警察と連携して取り組んでいただくようお願いいたします。また、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本通知の内容について周知をお願いいたします。

(別添1)

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第57号
令和5年6月1日
警察庁交通局交通規制課長

特定小型原動機付自転車に係る駐車環境の整備に向けた取組の推進について(通達)

自動二輪車又は原動機付自転車(以下、「自動二輪車等」という。)に係る駐車環境の整備については、「地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備に向けた継続的な取組の推進について(通達)」(令和4年3月24日付け警察庁丁規発第21号)(以下、「自動二輪車等通達」という。)に基づく取組を推進することとしているところであるが、今後、普及が見込まれる特定小型原動機付自転車の駐車需要にも的確に対応していく必要がある。

この点、令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の成立に際し、別添のとおり、衆議院内閣委員会において「今後電動キックボード等の普及が見込まれることに鑑み、駐車環境の整備等に努めること」等を内容とする附帯決議が、参議院内閣委員会において「自動二輪車等の駐車場台数が他の自動車に比べて少ない水準にあり、電動キックボードの普及等に伴い、今後更に不足することが見込まれる状況にあることに鑑み、関係省庁等が連携協力しながら、駐車環境の整備に向けた取組を推進すること」等を内容とする附帯決議が、それぞれ付されていることを踏まえ、関係機関等と連携協力しながら、地域の実情に応じた特定小型原動機付自転車に係る駐車環境の整備に向けた取組についても、併せて推進されたい。

なお、本件については、国土交通省関係部局と協議済みであり、令和5年6月1日付けで国土交通省より各都道府県、政令指定都市に対し、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う駐車環境の整備に向けた取組の推進について」により通知されていることから、必要に応じて各都道府県、政令指定都市と連携して取り組まされたい。

【本件担当】

警察庁交通局交通規制課
駐車対策係(800-5195、5196)

別添

令和4年4月15日

衆議院内閣委員会

○ 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一～四 (略)

五 電動キックボード等及び自転車の安全な走行環境を確保するため、自転車道の整備等に努めること。また、今後電動キックボード等の普及が見込まれることに鑑み、駐車環境の整備等に努めること。

六～十五 (略)

令和4年4月12日

参議院内閣委員会

○ 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (参議院)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一～七 (略)

八 自動二輪車等の駐車場台数が他の自動車に比べて少ない水準にあり、電動キックボードの普及等に伴い、今後更に不足することが見込まれる状況にあることに鑑み、関係省庁等が連携協力しながら、駐車環境の整備に向けた取組を推進すること。

九～十一 (略)